



2018年4月26日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**
代表者名 代表取締役 グループCEO 橋本 裕一
(コード番号 6754 東証第一部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 窪田 顕文
(TEL 046-296-6507)

業績連動型株式報酬制度の継続および一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年4月26日開催の取締役会において、2015年3月末日に終了する事業年度から2018年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度における当社取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除きます。以下も同様とします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について、その内容を一部変更したうえで継続することを決議し、これらに関する議案（以下、「本議案」といいます。）を2018年6月26日開催予定の第92期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続および一部変更について

当社は、取締役の報酬等について、経営目標の達成と企業価値の持続的な向上への意欲の創出に繋がる制度・内容とする旨の基本方針に則り、2015年6月25日開催の第89期定時株主総会の承認を得て、当社取締役に対し、経営指標に関する数値目標の達成度等と連動させる仕組みが採り入れられた株式交付信託を用いたインセンティブ・プランとして、本制度を導入いたしました。本制度の運用のため、当社は、2015年8月7日付けで役員向け株式交付信託（以下、「当初信託」といいます。）を設定し、当初信託は現在まで継続しております。

今般、新たに策定した2018年度を初年度とする3ヶ年の中期経営計画「GLP2020」の実現に向けた当社取締役の業績達成への動機付けを高め、当社取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有しつつ経営ビジョンに掲げる「利益ある持続的成長」を目指す取組みに邁進するため、本株主総会において承認可決されることを条件として、本制度をその内容を一部変更したうえで継続することといたしたいと存じます。

また、当社の執行役員・理事（海外居住の者を除きます。以下も同様とします。）についても、従前より本制度の対象としているところ、これらの者についても、その内容を一部変更したうえで運用を継続することを予定しております。

(注) 本議案が承認可決されますと、当社取締役の報酬は、引き続き、基本報酬（固定報酬）のほか、金銭による業績連動報酬（年次賞与）および本制度に係る業績連動報酬（株式報酬）により構成されます。

(注) 本制度の継続その他取締役の報酬等については、あらかじめ取締役会の諮問機関である報酬委員会（社外取締役4名および業務執行取締役2名で構成されます。）において審議しております。

2. 本制度の内容

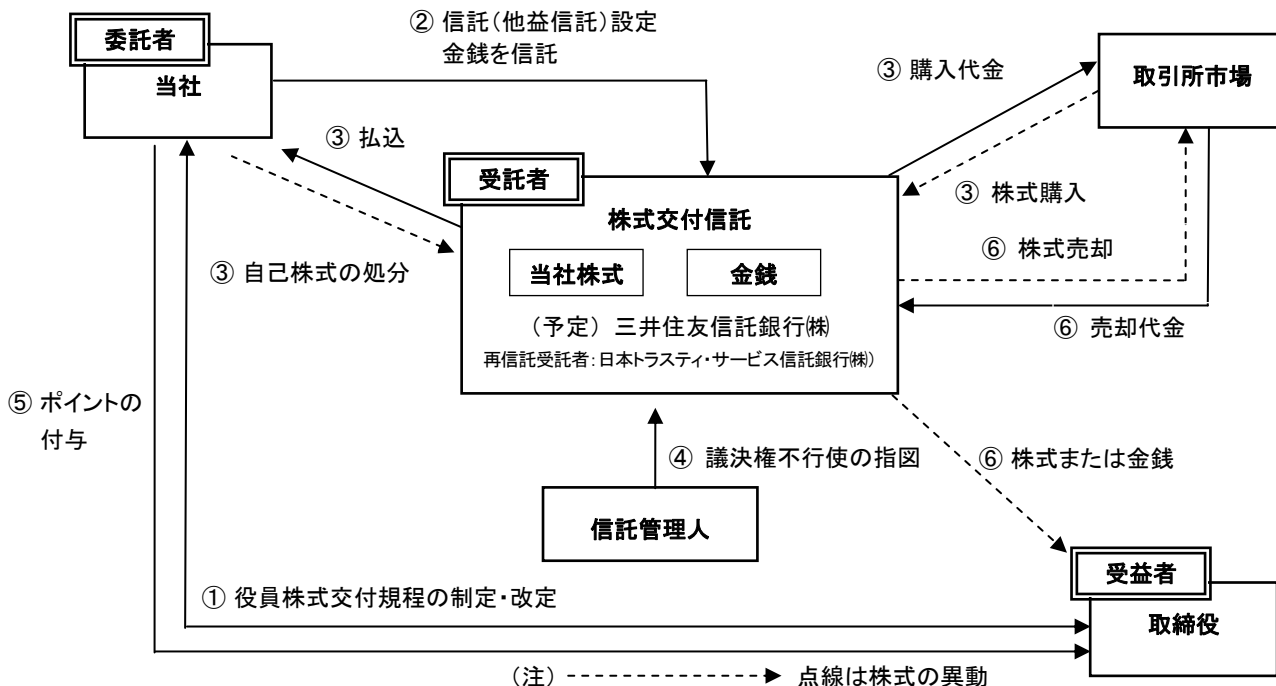
(1) 本制度の概要

本制度は、大要、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に従って、各取締役に付与されるポイントの累積数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に対してその退任時に交付される、という役員向け株式交付信託の仕組みを用いた株式報酬制度です。

本制度の概要や仕組みは、以下のとおりです。なお、前記のとおり当社の執行役員・理事についても本制度を継続した場合には、以下の受益者にはこれらの者も含まれることになります。

(注) 当社取締役に対する当社株式の交付時期について、現在運用中の制度では毎年所定の時期としておりますが、このたびの継続に際し、原則として各取締役の退任時に変更します。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度の継続に関して承認決議を得たうえで、取締役会において「役員株式交付規程」を制定します（なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）。
- ② 当社は、一定の要件を充たす取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を新たに設定します（本信託）。当社は、受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。また、当初信託に当社株式または金銭が残存する場合には、それらの全部または一部を本信託に移転します。なお、信託期間を延長して本制度を継続する場合、以後この例により、延長した対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金を追加拠出（追加信託）します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②のとおり当社が信託する金銭のほか、当初信託から本信託に移転する金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（取引所市場（立会外取引を含みます。）または自己株式の処分による方法によります。）
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与ポイントの累積数相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で一定割合の当社株式を売却換金する場合その他あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の全部または一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

<本制度の概要>

① 本制度の対象者	当社取締役(社外取締役および監査等委員であるものを除きます。)
② 対象期間	2019年3月末日に終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金 210 百万円
④ 当社株式の取得方法	取引所市場(立会外取引を含みます。)を通じてまたは自己株式処分を引き受ける方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり 50,000 ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 受託者に対する金銭の信託

当社は、本株主総会で本議案のご承認が得られることを条件として、後記(7)および(8)に従って当社取締役に対する交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を本信託に信託します。本信託は、後記(5)のとおり、本信託内の金銭(当社が本信託に信託する金銭のほか、当初信託から本信託に移転する金銭を含みます。)を原資として、当社株式を取得します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

(3) 対象期間および信託期間の延長

当社は、本制度の対象期間を4事業年度(2015年3月末日に終了する事業年度から2018年3月末日で終了する事業年度まで)として運用してきましたが、本議案のご承認が得られることを条件として、対象期間を延長し、延長した対象期間を2019年3月末日に終了する事業年度から2021年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度といたします。また、本信託(本制度の継続に伴い新たに設定する予定です。)の信託期間は2018年7月から2021年8月(予定)までの約3年間といたします。

ただし、後記(4)のとおり、その後さらに対象期間および信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、本制度を継続し、一定の要件を満たす当社取締役を受益者として本信託を設定したうえで、延長分の対象期間内に在任する当社取締役の報酬として本制度に基づき当社取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、延長分の対象期間中に、合計金 210 百万円を上限とする金銭を本信託に拠出します。また、当社は、当初信託終了時に当初信託に当社株式または金銭が残存する場合、これらの全部または一部を本信託に移転するものとします。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、これに加え、当社の執行役員・理事についても本制度を継続した場合には、執行役員・理事に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託することとなります。

なお、信託期間の満了時(以下の手続により、信託期間をさらに延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。)において、当社の取締役会の決定により、3事業年

度以内の延長期間を定めて対象期間をさらに延長のうえ、信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、延長した対象期間中に、本制度に基づき当社取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した対象期間の事業年度数に金 70 百万円を乗じた金額を上限とする金銭を追加拠出し、後記（6）のポイント付与および後記（8）の当社株式の交付を継続します。

また、前記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない者がある場合には、当該者が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（5）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、前記（2）の本信託内の金銭を原資として、取引所市場を通じてまたは当社からの自己株式処分による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に当社取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（4）の信託金の上限額の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（6）取締役に対するポイントの付与方法

当社は、当社の取締役会で定める株式交付規程（なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）に基づき、各取締役に対し、信託期間中の毎年、株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度に応じたポイントを付与します。

ただし、当社取締役に付与するポイントの総数は、1 事業年度当たり 50,000 ポイントを上限とします。

（注）ポイントの付与方法等の細目は、上記範囲内で取締役会において決定しますが、以下のよう
に定めることを予定しています。

- ・上記ポイントは、対象期間中継続勤務することにより業務執行取締役としての職責を果たすことを条件として付与される役位毎に定めるポイントと、これに加え、取締役会があらかじめ定めた業績目標の達成度合いに応じて変動するポイントからなります。
- ・業績目標の達成度に係る当初の評価指標は、本制度の対象期間における各事業年度の期初に定める営業利益および 2018 年度を初年度とする 3 ヶ年の中期経営計画「GLP2020」に掲げる営業利益（いずれも公表値となります。）とし、算定に際し、取締役毎に設定される目標値の達成度合いに応じて 0%～100%の範囲内にかかる業績に連動させます。

・役位ポイント	+	・業績目標ポイント (A) <指標：各事業年度の期初に定める営業利益目標値>	+	・業績目標ポイント (B) <指標：「GLP2020」に掲げる営業利益目標値>
---------	---	---	---	--

（7）取締役に付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

各取締役は、前記（6）で付与されたポイントの累積数に応じて、後記（8）の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1 ポイントは当社株式 1 株に相当するものとします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

(8) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する前記(7)の当社株式の交付は、原則として各取締役の退任時に、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。なお、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で一定割合の当社株式を売却換金する場合その他あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の全部または一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

(9) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(10) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(11) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

- | | |
|----------------------|--|
| ① 委託者 | : 当社 |
| ② 受託者 | : 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |
| ③ 受益者 | : 取締役および執行役員・理事のうち受益者要件を満たす者 |
| ④ 信託管理人 | : 当社および当社役員と利害関係のない第三者を選定 |
| ⑤ 議決権行使 | : 信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません。 |
| ⑥ 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ⑦ 当初信託の信託財産の本信託への移転日 | : 2018年7月 (予定) |
| ⑧ 本信託に金銭を信託する日 | : 2018年7月 (予定) |
| ⑨ 信託の期間 | : 2018年7月 (予定) ~ 2021年8月 (予定) |
| ⑩ 信託の目的 | : 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること |

以上